

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

あらゆる場面で自問自答1人KYを
マネジメントシステムにも組み込み

IHIエアロスペース富岡事業所

ニュース

「機械止めずにはさまれ」が6割
厚労省 食品製造業で点検時の被災目立つ

トップ&キーマンインタビュー

「働きがい」への改革で休・離職者が激減
天野メンタルコンサルティング
天野常彦さん

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2180

2013

2/15



社労士が教える 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S R アップ21 鹿兒島会
前田社会保険労務士事務所

所長 前田 幸俊

第 147 回

取締役総務部長が銀行から帰社する際、車に追突され死亡

■ 災害のあらまし ■

A株式会社はレストランなどを営む従業員50人の会社であり、YはA社の取締役総務部長である。Yは、従業員の給与振込み、取引先への支払処理のため銀行に行き、所用を済ませた後、帰社するため銀行の入り口付近に止めてあった自社所有のオートバイに乗ろうとしたところ、後方から走ってきた軽ワゴン車に追突され、1時間半後に内臓破裂のため死亡したものの。

■ 判断 ■

当初、労働基準監督署長は、労災保険給付の対象としないと判断。Yは取締役であり、労働者ではないので労災保険給付の対象とはならないという理由であった。しかし、その後Yの業務の実態を調査したところ、Yは「業務執行権を有さず、業務執行権を有する者（代表取締役）の指揮監督を受けて労働に従事し、その対価として賃金を得ている者」と解され、労災保険法上の労働者に該当するとし、労働基準監督署長は業務上と判断した。

■ 解説 ■

「労働者」の定義をみてみよう。労災保険法には「労働者」の明文規定はないが、労働基準法の「労働者」と同じとみなされている。労働基準法第9条には「労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」と規定されている。したがって、労働者とは、業務について指揮監督を受け、労働の対価として賃金を受ける者をいう。

Yの場合、取締役であるという外形的な呼称のみによって判断するのではなく、上記「労働者」の定義に基づいて判断するこ

とになる。法人の取締役などに関する労災保険の取扱いは概略下記の通りである。

①法人の取締役などの地位にある者であっても、法令などに基づいて業務執行権（会社の全体または一部の部門に対する指揮命令権があること）を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役などの指揮監督を受けて労働に従事し、その対価として賃金を得ている者は、原則として労働者として取り扱う。

②法令などの規定によっては、業務執行権を有しないと認められる取締役などであっても、取締役会規則などの内部規定によって業務執行権がある場合には、保険加入者からの申請により、調査を行い事実を確認した上でこれを除外すること。この場合の申請は文書を提出させるものとする。

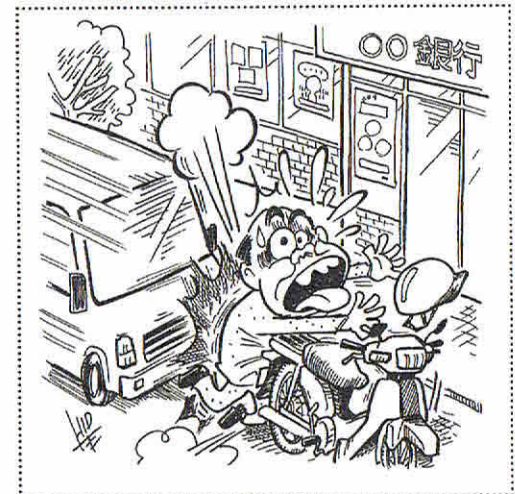
③監査役および監事は、法令上使用人を兼ねることを得ないものとされているが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には、労働者として取り扱うこと。

④徴収法11条2項によると、賃金総額には、取締役などに支払われる給与のうち、法人の機関としての職務に対する報酬を除き、一般の労働者と同じの条件のもとに支払われる賃金のみを加えること。

⑤労働者として取り扱われる取締役などであっても法人の機関構成員としての職務遂行中に生じた災害は保険給付の対象としないこと。

そこで今回のケースを上記取扱いに該当する部分を当てはめて考えてみることにする。

①について、YはA社の取締役ではあるが日常の業務は、A社社長の指揮監督を受け、総務業務（入退社手続処理、給与計算など）と経理業務を行っていた。



労働時間も他の労働者と同じような勤務形態であった。Yの事故時の状況は、従業員への給与振込み、取引先への支払いの業務のための行為である。

その行為は労働者が使用者の指揮監督のもとに行われ、その行為（業務）を遂行中、その業務に起因したことによって被った災害であるので労基署長は、Yの今回の事故について、労災保険を適用したものである。また給与は、基本給31万4000円、役職手当20万円、総支給額51万4000円であった。労基署長は、給与のうち労働の対価としての賃金を31万4000円と認め、役職手当20万円については、法人の機関としての職務に支払われた報酬とし、労働の対価として認めなかった。

次に④について、A社の労働保険の申告状況を確認してみると、Yの賃金部分（基本給31万4000円）が、賃金総額から除外されていたため、当初労基署長は、労災適用にならないとした。しかし、調査の結果、上記の通りYの業務の実態は、指揮監督を受け、労働の対価としての賃金を支払われていると認められるので、労働保険の申告を修正（月額31万4000円を加算）し、労災保険を適用したものである。